



第17回会合における構成員等からの主なご意見

2022年8月25日
事 務 局

0 全体について

- 英訳はされる予定はあるか。それを踏まえてパーソナルデータという用語の使用はやめないかという提案をしたい。
- 国外事業者にとっても非常に関心がある内容で、本ワーキンググループとして非常にすばらしいとりまとめ内容になっていると思う。しかし、具体的に、資料1の17ページと61ページの、パーソナルデータという用語は用いなくて良いのではないか。一方で、各省庁の検討会の報告で用いられている部分は、これはもう仕方ないと思うが、これまで2007年の情報大航海プロジェクトで最初にパーソナル情報という用語が用いられ、その後2012年から総務省の検討会と経済産業省の検討会でパーソナルデータという用語が用いられたため、それ以来用いられているという経緯がある。しかし、今回のとりまとめとも関係するスマートフォン プライバシー イニシアティブが2012年に出た際には、利用者情報の適正な取扱いということで、利用者情報という用語を用いていた。また、資料1の5ページにおける脚注1で、利用者情報について明記しているため、利用者情報で統一して、利用者情報で説明できないところは個人に関する情報にするということで、パーソナルデータという用語を、本ワーキンググループを最後に使うのをやめないかという提案である。【新保構成員】
- パーソナルデータの用語はもうそろそろやめた方が良いのではないかという新保構成員の御指摘、全くおっしゃるとおりだと思う。【石井構成員】
- 親会での検討の内容も、海外事業者の方には本ワーキンググループに勝るとも劣らず御関心あるかと思うため、全体まとめて何かエグゼクティブサマリーのようなものができるとの良いではないか。【宍戸主査】

1 プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題

- 資料1の14ページの脚注25において、CMAのSandbox調査とコミットメントが詳しく触れられているのは適切かと思う。今後、関連する論点に、本ワーキンググループでどのように対応するかは重要なところかと思う。【生貝構成員】
- 「現行制度と政策」のところを見ると、制度の内容と主体、組織の取組が混在していると思う。ここは制度の内容で整理された方が分かりやすいのではないか。【古谷構成員】
- 資料1の18ページからの「現行制度と政策」について、これまで様々な検討・議論を行っており、多方面の様々な観点からこの点については議論があったところである。今後、特に国内事業者については、その拠点の有無に関わらず利用者情報の取扱いへの対応について差異がないように期待したいということが、本ワーキンググループでも多々述べられていたところで、この国内外の事業者、双方における利用者情報の適切な取扱いの確保において、イコールフットイングを確保することが本ワーキンググループの検討の目的であることを、少し触れておいても良いのではないか。
- 一方で、これは個人情報保護制度全般における課題でもあるため、本ワーキンググループにおける検討の範囲だけではなかなか対応が難しい部分ではある。例えば国内事業者が海外の事業者と連携している場合の責任の分界点や、電気通信事業ガイドラインが適用される事業者とそれ以外の事業者であったり、事業分野の相違に伴う課題については、個人情報保護制度全般における課題でもある。電気通信事業ガイドラインとの適用の相違点なども含めて、今回非常に分かりやすく明快に整理がなされているため、引き続き事業者と利用者双方にとって分かりやすい普及啓発がなされることが必要ではないか。【新保構成員】
- 資料1の23ページにおいて、「利用者にとって分かりやすい通知・公表及び選択の機会の提供」について分かりやすく例示されており、今後このような形で分かりやすく通知・公表することが一層重要になってくると思うが、一方でモニタリングシートの回答結果について、この電気通信分野における利用者情報の取扱いにおいて、国内の事業者と国外の事業者の項目の比較を見ていて思った点として、サポート窓口やお問合せ窓口というような全般的な窓口などについては広く公表されていたり、ダッシュボードが公表されていたりということもあるが、海外事業者で国外での問合せ先の明確化、とりわけ個人情報に関する窓口の提示等についても留意をする必要があるのではないかと思う。なかなか国内の事業者と異なり、海外事業者においてはその点が明確ではないことも多々指摘されているため、触れてはどうか。【新保構成員】

1 プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題（つづき）

- 同意の記載ぶりについて、少し明確化していただいた方が良いかと思うことがある。CPRAもGDPRも、包括同意は認めておらず個別の利用目的に対する同意であることが有効な同意の規定になっているはずである。それから、日本の法令においても同意の撤回は解釈上できるということで、特段異論はないところだと思うが、CPRAでもGDPRでも明文規定があるはずである。その辺りに関して、同意がどう理解されているか、定められているかということが、もう少し明確に表れた方が望ましいのではないか。【石井構成員】
- 石井構成員の同意に関するお話で、海外の法制度のことを色々記載する趣旨というのは、海外の法制度がどういうニュアンスを持っているか、どういう規制の強度を持っているかを把握した上で、本ワーキンググループでの検討に生かすということであるため、御指摘のとおり記載いただきたい。【森構成員】
- 資料1の25ページにおいて、位置情報に関して追記された部分で、様々な手段や情報からも位置情報が取得できるようになってきているところで、「ビーコン等により」というところも追記されていると思うが、このほかにもIPアドレスやWi-Fi等、様々な方法で位置情報が取得されている。改正電気通信事業法で対象となる位置情報の取得方法もある程度はあるが、ここで追記されているビーコンやWi-Fi等に関しては、今回の改正電気通信事業法の対象にはならないようなデータの取得方法も含まれているため、ここにも記載されているように今後その取扱い方についての検討を継続していくことが必要だと思っている。【太田構成員】
- 資料1の36ページにおいて、DSAとDMAの詳細に触れられているが、DSAの暫定合意テキストは既に公表されており、特に超大規模オンラインプラットフォームと並行して、超大規模検索エンジンに関する規律が大きく含まれたことになったため、このことも触れて良いのではないか。【生貝構成員】
- 資料1の66ページにおいて、ダークパターンに係る欧州の動きを少し触れられているが、ダークパターンに関しては、昨年10月にFTCがポリシーステートメントを出すなど、FTC法上のルールメイキングに関しては、今年の夏ぐらいから様々な関連する動きが出てくるかと思うため、その点も触れて良いのではないか。【生貝構成員】

2 プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリング結果

- モニタリングは良かった。事業者も含めて双方大変なことだったが、とても良かったと思う。特に外部送信や広告に関して、Google、Apple等の海外事業者も含めてヒアリングをしたことはとても画期的だった。そのことから、Third Party Cookieが廃止されるのは良くないとされている中で、何かに寄りかかる時期に入ったことがとても明確になったと思う。
- 一方で、その検討されている技術内容の効果や根拠が若干不明な点も残っている。だから今、大きな変化の時代だと思う。その中で現在進行中の研究的なものも多分に含まれているため、今、さらに頑張っておけば絶対未来の利用者から感謝されると思うため、さらに不明点を多く明らかにし、これからも継続的に対話を続けることが大事だと思う。この活動をぜひ続けていただきたい。

【高橋構成員】

- 高橋構成員が述べられていたとおり、今回のモニタリングでプラットフォーム事業者に直接お話を聞いたのは大変意義深かったと思っている。デジタル市場競争本部とのモニタリングレビューについての連携について、資料1の27ページに書かれている部分があるが、それを思うと、今回のこのモニタリングのところの始まりのところに、プラットフォーム事業者に対するモニタリングというのはデジタル市場競争本部におけるモニタリングレビューとも連携していくものであることを明記してはどうか。そうすることで、プライバシーと競争と消費者保護といったものが一体的に検討されているのだということが、この文章の中からも表現できるのではないかと思う。【小林構成員】

- 今回モニタリングをきっちりやっていただいたのは非常にありがたかったと思っている。モニタリングは、事業者に対して、我々がどういうことに関心を持っているのかを示す点でもかなり重要だと思うため、モニタリングの項目を常に我々アップデートして、モニタリングするかしないかは別にしてそれを積極的に提示していくことが重要ではないか。【佐藤構成員】

- 本文中で消費者の利益に関わる内容というのは書かれているが、前回の本ワーキンググループで、主婦連合会から基本的な問題提起があったように、消費者側からの懸念点が全く盛り込まれていない。そういった内容を書かれてはどうか。【古谷構成員】

- 利用規約・プライバシーポリシーについて、常日頃から分かりやすくということはよく言われている。前回の本ワーキンググループにおいて、一つの方法として標準化という提案が出されたと思う。全てに対応できるわけではないと思うが、そのような提案なども盛り込んだらどうか。

【古谷構成員】

2 プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリング結果（つづき）

- 資料1の45ページにおいて、「包括同意」という表現が使われているが、「包括」という表現が適切なのか、少し御検討いただいても良いのではないかと。例えば医学研究の分野等だと、将来、そのデータを使って、実際実施するかもしれない研究にも使わせてほしいような同意のとり方をする場合も包括同意と表現したりする。しかし、ここでの文脈はもっと具体的に説明した上で、同意をとる段階が最初にアカウントをつくる時の話という趣旨かと思いき、何に使うかが明確ではないが、同意をほしいと求めているわけではないかと思う。もしそうであれば、包括という表現が適切なのかは、検討の余地があるのかと思う。【石井構成員】
- 資料1の53ページにおける脚注92に記載の内容に関連して、各事業者にモニタリングもしたと思う。例えば、Googleは、Googleアナリティクスの利用に関して、利用していることやオプトアウトへのリンク等を利用者に示しましょうということは、今回の外部送信規律の対象になるアプリ提供者及びサイト管理者等に契約の中で示してはいるが、実際にGoogleアナリティクスを利用している事業者がきちんとそのような対応をしているのかというところまでの確認はできていないことが明らかになったと考えている。脚注92の記載は、そういった説明をしていくことが重要であるという内容にとどまっているが、そのような情報収集モジュールを設置させるGoogleや、アドテック事業者側がきちんとサイト側で設置し、そのことに対してきちんとプライバシーポリシー等において説明がされているか等も、Googleやアドテック事業者等の情報収集モジュール提供者がきちんと確認をするべきであると考えており、その必要もあるのではないかと考えている。【太田構成員】
- 太田構成員の御指摘にあった、今回の外部送信規制というのはあくまでもFirst Party側の規制であるが、Third Partyが果たしている役割が非常に大きいということは、御指摘のとおりだと思う。報道等によれば、First Party側では十分な認識をしておらず、広告事業者に言われたとおりやってもらったようなことも出ている。また、スマートフォン プライバシー イニシアティブというのは、全くそういう考え方に立っていたと思う。情報収集モジュール設置者もその相応の責任を負うのだということで、アプリに関する透明性を皆で図りましょうということになっていたわけである。第3章の「官民連携した取組の推進」において、「関係する事業者・事業者団体や利用者・消費者団体などの意見をオープンに聞きながら」とある、オープンに聞いていただくこともさることながら、それぞれの事業者がどういう責任を負うのかも加筆していただき、特に今回外部送信規制の直接の対象とならなかったThird Party側のやるべきこと、First Partyにきちんとしたサイトポリシーを書いてもらうことについて、頼むだけではなくてモニターしてくれといったことをここに書いていただくのが良いのではないかと。【森構成員】

2 プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリング結果（つづき）

- 資料1の57ページにおける、PIA・アウトカムについてのモニタリング結果の記載ぶりを検討いただいても良いのではないかと。趣旨としては、PIAの実施状況については事業者側で何ができるかということが、現時点ではほとんど明確になっていないと思う。
- その一方で今般、改正個人情報保護法の施行に伴い改正された個人情報保護に関する基本方針において、データガバナンス体制の構築という点で、PIA、個人情報保護評価又はプライバシー影響評価の手法を用いることや、CPOやDPOを設置するような記述が追加されているが、あくまで、PIAのような手法を用いることができることが書かれているだけであって、具体的にどのようなことができるのか、またはどのようなことをしたら良いのかはよく分からない。同ページの脚注95において、個人情報保護委員会のPIAの取組の促進についての文書が引用されているが、2点意見したい。
- まず「独自のPIAを行っているとしているが、その基準が明確ではない場合がある。」とされているが、事業者側の基準が明確ではないのか、それとも今ある基準が明確ではないのか、私は両方だと思っているが、この点についてその趣旨がよく読み取れない。
- もう一つは、「PIAの結果も公表されていない場合が多い」とされている。モニタリングの結果は現行の制度で行うべき事柄について、それが公表されているかどうかということを示すことが必要かと思う。PIAについては、これを実施して結果を公表するという根拠は、現状では特になく、個人情報保護委員会の基本方針でも、あくまでそのような手法を用いることができるとなっているだけであるから、結果が公表されていないことについて、モニタリングの結果として否定的な観点から捉えられると、それは本意ではないと思う。そういった点も踏まえて記載ぶりを御検討いただいた方が良いのではないかと。【新保構成員】
- PIAについては、JIS X 9251等、規格が現にあるが、これもあくまで民間のISO/IEC 29134を踏まえた内容であり、事業者としてこれを参考にして実施することができるだけであるから、この点について、本とりまとめ（案）でPIAの実施を推奨する必要はないと思っている。
- 一方で、具体的にどのような基準を用いることができるのかについては、そのような規格もあることを踏まえても良いのかと思う。
- なお、本とりまとめ（案）ではないが、誤りとして、改正個人情報保護法ではPIAの実施が推奨されているなど、最近PIAの実施を何か法的な根拠をもって推奨するかのような傾向があるが、これは全くない部分だと思い、言うまでもなく制度改正大綱3年ごと見直しで、あくまで民間の自主的な取組を促進することが望ましいとされていた部分であるから、以上を踏まえて、結果の公表については特に何らかの根拠があって公表するというものではないようなところも踏まえた記述が良いのではないかと。【新保構成員】

2 プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリング結果（つづき）

- 新保構成員が述べられていたPIAに係る言及について、もし法的な根拠が不明確であるならば、むしろ佐藤構成員が座長を務められておられるプライバシーガバナンス検討会の「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」を引いてはどうか。実際に今、プラットフォーム事業者等、電気通信事業分野の方は、非常に熱心にPIAに取り組んでおられるわけで、そのような取組をここできちんと記載することが良いと思う。【小林構成員】
- 小林構成員が、PIAに関して、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」を参照したらどうかとおっしゃられたが、このガイドブックをとりまとめた検討会の座長の立場で言うと、このガイドブックでもPIAは参考事例というところがあり、なかなかPIAというものを実施すれば全ての問題が解決するわけではなく、またそもそもPIAはある種、関心事に応じて行われるところがあり、PIAをすればもう安心だと思うことが一番怖いため、PIAの取扱いに関しては新保構成員がおっしゃられたように、それに頼れば良いという形は避けたほうが良いのではないかと思う。【佐藤構成員】
- PIAが随分意見に出ていたが、PIAを、ISO29184をJIS化したと同時に普及させようという動きを民間の業界団体であるJIPDECとして進めている立場にある。一番困っているのは、なんちゃってPIAみたいなものが広がってしまうことであり、JIPDECとしては国内外の実態調査や、既に何社か募って実際にPIAを実施し、これを事例集にできないかということを進めているということを付言させていただきたい。【寺田構成員】

3 今後の取組の方向性

<外部送信規律>

● 全体

- 資料1の67ページについて、67ページの最後の段落は前の段落からの飛躍があるように思う。2021年9月のプラットフォームサービスに関する研究会としての中間とりまとめの後で、電気通信事業ガバナンス検討会に移ってということと、その報告書がとりまとめられて法改正に至ったところがもう少し丁寧に記載されないと、初めて電気通信事業法のことを意識し始める事業者が理解しづらいのではないかと思う。せめて電気通信事業ガバナンス検討会の報告書の中身と、今までの同研究会の本ワーキンググループで検討していた全ての事業者が対象になった方が良いというような話の関連であったり、最終的にこういうことになった、というところの経緯をもう少し詳しく御説明いただけないかという希望がある。特に対象範囲が不明確だというのは様々な事業者からもお話が出てきているところだったと思う。
- また、例えば、資料1の69ページに法律の説明として、ウェブサイト運営事業者やアプリケーション提供事業者がと書いてあるが、これらと電気通信事業者又は第三号事業を営む者との関係を少し素人分かりするようにというか、本とりまとめ（案）で初めて御覧になる方もいらっしゃるかもしれないため、そのような読者も分かるように書いていただけないか。【沢田構成員】
- 沢田構成員がおっしゃったところとかぶるが、電気通信事業ガバナンス検討会で検討してきた内容との関連性をもう少し明確化していただくことが望ましいかと思う。資料1の66ページに、通信関連プライバシーとして保護していくべきだという提言があって、それで検討を行ったという書きぶりになって法改正の説明に入っている。確かに淡々と書くところなのだろうが、今回の電気通信事業法の改正で全て解決したわけではないと思うとともに、まだまだ課題があるというニュアンスがもう少し出た方が良いのではないか。【石井構成員】
- 石井構成員から指摘のあった、資料1の66ページについて、今後の対応の方向性として、まさにこのように書いていただいたことは的確だと思う。
- 通信サービスの利用者の目線から見ると、今般の規制の正当性になっている。利用者の目から見たときに通信関連プライバシーとして把握して、それを通信サービスの安全性、利用者の保護という観点から電気通信事業法で守っていくことの重要性ということがここに書かれていると思う。【森構成員】

3 今後の取組の方向性（つづき）

<外部送信規律> ● 全体（つづき）

- 石井構成員が冒頭でされていた意見と重なるが、資料1の68ページにおいて、通知、同意、オプトアウトというものを挙げられており、このうちの同意について、有効な同意の明確化はある意味非常に長年の課題であり、難しいのは分かるが、せめて電気通信事業法の範囲内だけでも有効な同意を明確化すべきであり、もちろんすぐには結論は出ないにしても、議論を始めていかなければいけないということを強調したい。
【佐藤構成員】
- 資料1の68ページにおける、「利用者に関する情報の外部送信に係る規律の概要」について、規律の内容では、通知又は容易に知り得る状態、同意取得、オプトアウトとあるが、どちらの場合も同意取得したらオプトアウトもできるとしか書いておらず、それでは、同意取得せずにオプトアウトしたらどうなのかがよく分からないという疑問がある。
- 資料1の49ページにおいて、オプトアウトしても利用はできるとは書いてあるが、例えば同意をしなかったり、オプトアウトしたときに、利用者がどこまでができて、どこまでができないのかがさっぱり分からないというのが正直なところ。このようなことを踏まえ、そういうところは観点として入れなくて良いのかと疑問に思った。
- 利用者としては、何に同意したかや、何の情報が取得されるかについて、そのような不安を感じながら使うことがないようにしていただきたいと思う。【主婦連合会 木村事務局長】
- 資料1の69ページにおいて、改正電気通信事業法第27条の12を、小さな字でもいいので全文引用していただいた方が良いのではないかと。【森構成員】

3 今後の取組の方向性（つづき）

<外部送信規律>

● 論点 1

- 論点 1 の電気通信役務の内容について、前回の本ワーキンググループにおいて、考え方として外部送信をするような電気通信役務であれば広く含まれるということはどうでしょうかということをお願いしたが、そういうものは難しいと事前の御説明で伺った。もし、資料 1 の70ページの第一段落のように書くしかないとするのであれば、対象となっている電気通信事業者と、三号事業者を網羅するように書いていただきたい。かなり網羅していると思うが、前回議論されたことは、そのような電気通信役務では画することができないということだったかと思うため、その趣旨から広く書いていただくことが必要であると思う。【森構成員】
- PV等で利用者の利益に及ぼす影響を評価するのは無理ではないかと言われていた論点 1 は、資料 1 の70ページにおいて、「リスクベース、アウトカムベースで検討する」となっているが、具体的にどうするのか。【板倉構成員】
- 「リスクベース、アウトカムベースで検討することが望ましいとの意見が多くあった。」というのはそのとおりであるが、もう少し具体的にどのような議論があったかという、利用者が少ないことでリスクが小さくなるわけではないという意見であったため、「利用者が少ないことでリスクが小さくなるわけではないという意見が多くあった。」と具体的に書いていただきたい。【森構成員】

3 今後の取組の方向性（つづき）

<外部送信規律>

● 論点2

- 資料1の70ページの一番下の、特に通知する際に満たすべきと考えられる要件について、「情報送信指令通信が行われる際に、通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページの所在に関する情報（URL等）をポップアップ等により能動的に通知する。」ということがお勧めであるという意見があったと思うが、脚注110について、認識していない場合にサイトポリシーだけでは不十分ではないだろうかという懸念があるため、そのことも一言書いていただければと思うとともに、今のところぜひともポップアップでということ、お手数のかかることを勧めているわけだが、それはどうしてかと言うと、認識率が3割であるからで、認識率が増えてくれば今後は変わり得ることを、御納得のために追記いただくのが良いのではないかと。【森構成員】
- 資料1の71ページにおいて、アプリケーションにおける容易に知り得る状況について、割合と単純な掲載位置についてだけ述べられているが、利用者情報の取得の前にとというのが本質的なところになるため、その一文を入れていただくと非常に良いのかと思う。【寺田構成員】

● 論点3

- 論点3の最後のところで、「その他総務省令で定める事項としては、送信されることとなる利用者に関する情報の送信先における利用目的」とある。これは議論もあり、送信先での利用目的を示さないといけないというのは、もちろんそうであるが、例えばその送信が委託に伴って送信される場合に、送信先が委託先になると思うが、送信先は別に委託でただ受け取ってそれを管理しているだけであるため、委託元の利用目的に基づいて情報管理しているだけだという利用目的になってしまうと改めて思い、そういった内容よりも、今回の規律の対象になる電気通信事業者や第三号事業者は、何の目的でこの送信を発生させているのかも重要であると考えている。
- ただ、アクセス解析のためにGoogleアナリティクスを使っており、Googleアナリティクス側では受け取った情報を設置している事業者のアクセスを統計情報にして見せるためという関係があると思う。そのため、送信先における利用目的にしてしまうと利用者が分かりにくくなってしまいう部分もあると思ったため、その部分についてなぜ送信しているのかの部分も必要だと思った。書き方が難しいかもしれないが、検討をお願いしたい。

【太田構成員】

3 今後の取組の方向性（つづき）

<外部送信規律>

● 論点4

- 論点4のオプトアウト措置について、資料1の72ページの2番目の段落で、特にオプトアウト措置を講じていることを示す際に満たすべきと考えられる要件として、「情報送信指令通信が行われる際に、通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページの所在に関する情報（URL等）をポップアップ等により能動的に通知する」と記載されているが、こちらにも理由を書きいただきたいと思っており、脚注で構わないが、オプトアウト措置を講じてそれを容易に知り得る状態にしていると、先ほどの公表、通知、容易に知り得る状態が不要になる、つまりこのオプトアウトの措置と公表だけでオーケーということになるため、ポップアップでなくなることになり、知っている人が少ないからそのままスルーしてしまうという同じ問題が起き得、先ほどの通知、公表でポップアップをお勧めすることの趣旨はこちらにもそのまま妥当する、つまりオプトアウトなったときに、いきなりポップアップがなくなってしまうというのでは困りますという理由による主張であることを書いていただきたいと思う。【森構成員】

● 論点5

- 論点5について、「電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報として措置を取ることを不要とする情報として、入力した情報の保持等に必要な情報、認証に必要な情報、セキュリティ対策に必要な情報、ネットワーク管理に必要な情報等が考えられる。」と記載されているが、そのような情報であったとしても、それがその目的にも使われる一方で、広告等のほかの目的にも使われることはあり得、実際にあるため、そのような場合には措置を取ることは不要とはならないことを求めているという意見があったことを記載いただきたい。【森構成員】

3 今後の取組の方向性（つづき）

● その他

- 資料1の74ページにおける脚注113に記載のダークパターンに係る内容は、おそらく来年以降で重要になってくるため、その部分を事前に注意喚起として入れていただけたのは非常にありがたいことだと思っている。
【寺田構成員】
- 資料1の74ページにおける脚注113に記載のダークパターンについて、「ダークパターンとまらない観点からも注意が必要である」と記載されているが、ダークパターンは、すごく色々あると思っており、私が認識しているだけでも31種類のダークパターンの分類がある。その中には、これはダークパターンと言われているが、要するに事業者の努力の範囲として認めるべきではないかと思うところがあったりするため、ダークパターンというのが一体何なのか、ここまでは良いが、ここからは駄目だという線引きをきちんと今後つくっていく必要があると感じた。【太田構成員】
- モニタリングは、大変意味があることだったのだろうと思うが、なおプロファイリング等の実態というのは不透明なところもあるのかと思っている。今のアテンション・エコミーの世界ではエンゲージメントを高めることは重要だということで、感情や心理的な部分、あるいは認知過程に対する介入というのが起きているのではないかという話もある。ダークパターンはおそらくマイクロターゲティングの中に関連すると思うが、心理学や行動経済学等と、どれぐらい、どういう形で応用したりしているのかについて、今後少し聞いていくのはどうか。
【山本主査代理】
- PIAやリスクベースについては、人権への影響評価が語られるが、この人権という概念が非常に抽象的である。例えばリクナビの事件のような場合は、職業選択の自由のような人権に影響を与え、ケンブリッジ・アナリティカのような場合は、民主主義、あるいは選挙、投票権、選挙権、参政権に影響を与えるというように、権力を分類していき、それに対するその各影響というものを何かメニュー的に示すこともあって良いのではないか。【山本主査代理】

3 今後の取組の方向性（つづき）

● その他（つづき）

- 山本主査代理からアテンション・エコミーの話、レコメンデーション等のお話があったが、これも極めて重要なことであり、まさに今、レコメンデーションの議論が今後必要になるのではないかと、レコメンデーションの透明性の議論が必要になるのではないかとということが親会で出ているので、守備範囲の問題というのはあると思う。外部送信というのはデータを集めて、データベースをつくる前のその前提となる行為、外部送信によって集まってきたデータベースがつくり上げられることによって、そのデータベースを基にプロファイリングがなされて、レコメンデーションがなされ、そのことによってダウンサイドではフィルターバブル、エコーチェンバー、さらにはケンブリッジ・アナリティカのような問題につながっていくということであるため、まずはその入り口のところの外部送信を今回規制しましたということが、この冒頭の記述で出ていると思うとともに、そのデータベースができてから後の話というのは、親会でやるのか本ワーキンググループでやるのか分からないが、データベースを使ったプロファイリングとレコメンデーション、それから政治広告等の様々な問題が将来の課題として待っていることが感じられれば良く、何か書いていただいても良いと思う。
- また、そのことを通じて外部組織の規制というのは幅広く、様々なウェブサイトに対して置くべきであって、制限をするのは無理があるのではないだろうかということについても、ここから感じ取れば良いと思うし、感じ取れなくても今後の法改正のテーマとして提案していきたいと思う。【森構成員】
- 資料1の76ページにおいて、ソフトローの重要性とその分かりづらさについて記載されているが、今回の法改正などによって、自主規制がより共同規制的性質を帯びてくることを含めて、ますます事業者様の自主的取組が重要になる中で、まさに公開性、非公開のオープンソフトローはソフトローとは呼べないこと、それからパブリックコメントのような多く様々なステークホルダーの参加を含めた在り方というのを今後様々検討していけると良いのではないかと。【生貝構成員】

3 今後の取組の方向性（つづき）

● その他（つづき）

- 資料1の77ページにおける外部レビューに関して、前々回の本ワーキンググループにおいて、主婦連合会から意見書を出していただいたが、このような意見書を消費者団体が常に出せるかというとなかなか難しいと思う。その理由は、電気通信を行っている事業者の方が圧倒的に情報量が多いからである。
- その観点で言うと、確かに外部レビューというものをすべきだとは言えるが、消費者団体などに電気通信事業を行っている者とある意味で対等に戦えるぐらいの情報があるのかというと、なかなか難しいところがあるため、そこをどう補完するのかというのは、事務局も含めて、また事業者がどう情報を出させるのかを含めて工夫をしないと、機能しないのではないかとおそれている。【佐藤構成員】
- 資料1の78ページ以降に、「国際的な対話と連携の推進に向けて」とあり、EUとの関係など重要なことがたくさん記載されているが、最近G7のデジタル会合の宣言が出ており、そこでもプライバシーデータ保護やプラットフォームに関する取組が様々書いてある。数億人、数十億人の利用者情報をコントロールするプラットフォームサービスのガバナンスというのは、DFFTの非常に重要なビルディングブロックにほかならないと思うため、G7のような枠組みも積極的に活用していただけると良いのではないか。【生貝構成員】